

令和元年度

長者原スマートインターチェンジ[®] 地区協議会 議案書



平成26年12月20日 24時間化記念式典

長者原スマートインターチェンジ地区協議会

令和元年度 長者原スマートインターチェンジ地区協議会

日時 令和元年7月3日（水） 13：30～

場所 大崎市三本木健康福祉センター ふれあいホール

次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 議 事

報告第1号 平成30年度活動報告および整備効果について

議案第1号 令和元年度取り組み（案）について

4. そ の 他
5. 閉 会

平成30年度活動報告および整備効果について

(1) 会議の開催について

年 月 日	会 議 名
平成30年 6月 7日 (木)	第1回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所 2階 会議室】
7月 5日 (木)	平成30年度長者原スマートインターチェンジ地区協議会 【大崎市役所 三本木総合支所 ふれあいホール】

※ 会議資料等は大崎市ウェブサイトへ掲載【別紙資料P16】

(2) 整備効果について

【別紙資料 P1 ～ P4】

(3) 運用開始後の状況について

【別紙資料 P5 ～ P8】

(4) 利活用方針の取り組みについて

【別紙資料 P9 ～ P15】

令和元年度取り組み（案）について

長者原スマートインターチェンジ（以下、「スマート IC」という）の利用促進等を図るため、平成30年度に定めた、長者原スマート IC 利活用方針に基づき、下記の取り組みを通して整備効果の検証を行います。

1. スマート IC の周辺・情報提供の取り組み

- (1) 地区協議会委員の所属機関にガイドブック等へスマート IC の地図アクセス情報の掲載依頼を通知
- (2) 宮城県宅地建物取引業協会仙北支部へ不動産物件情報にスマート IC の地図アクセス情報の掲載依頼を通知

2. 夜間利用促進の取り組み

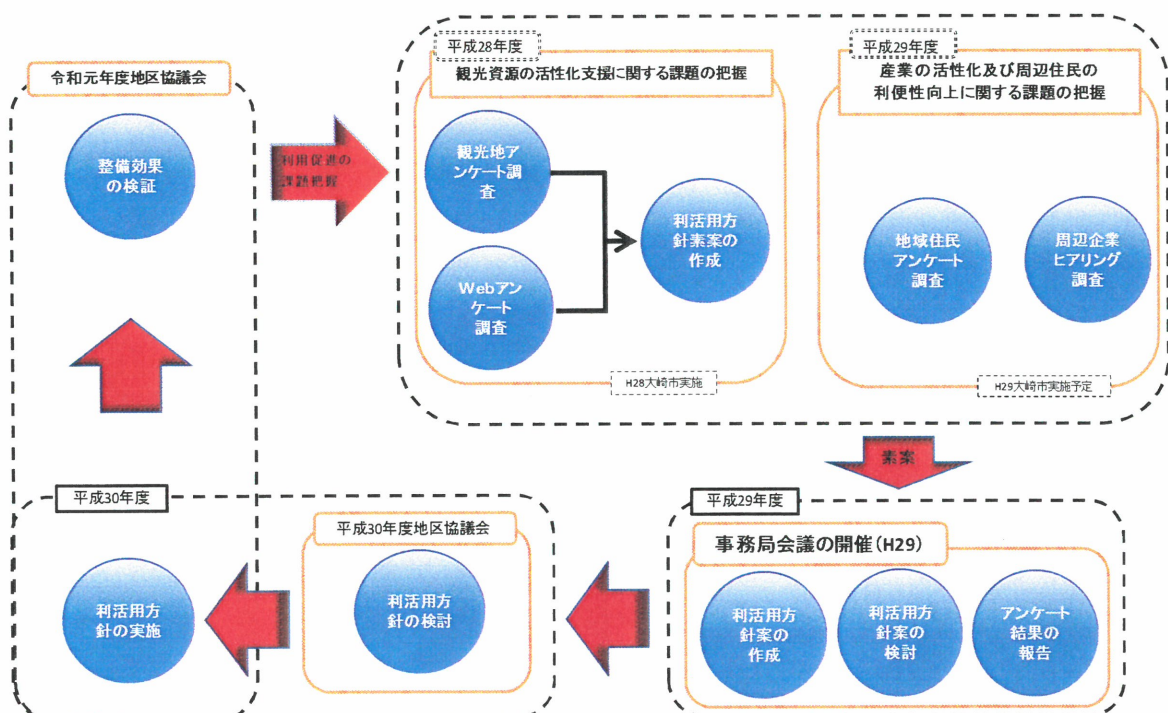
- (1) 協議会会員のウェブサイトへスマート IC の情報掲載を依頼

3. 観光地への来訪・周遊促進の取り組み

- (1) 関係機関へ周遊観光ルートのパフレット等に地図アクセス情報の掲載を依頼

4. その他

- (1) 案内標識等の状況確認
- (2) アクセス道路の整備促進



長者原スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「長者原スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という）とする。

(目的)

第2条 協議会は、長者原スマートインターチェンジ(以下「長者原スマート IC」という。)の設置・管理・運営等について、必要な検討、調整を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 長者原スマート IC の設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。

- ① 長者原スマート IC の社会便益に関すること。
- ② 長者原スマート IC 及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ 長者原スマート IC の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ 長者原スマート IC の構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ 長者原スマート IC の管理・運営方法に関すること。
- ⑥ 広域的な検討結果の反映に関すること。
- ⑦ その他長者原スマート IC を設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(2) 協議会は、長者原スマート IC の供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直しを行う。

(3) その他、目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別紙の委員により構成する。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置く

2. 会長は、大崎市長をもって充てる
3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
4. 会長が出席できないときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会には、協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし、大崎市建設部都市計画課に置く。

(協議会)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることが出来る。

3. 協議会の会議は、出席委員及び代理出席委員の過半数の出席をもって成立する。

4. 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の合議で決する。

5. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

6. 協議会の会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。

(軽微な議事に関する扱い)

第8条 軽微な議事については、書面により表決を得ることにより、会議の決議に代えることが出来る。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第10条 協議会は、長者原スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成18年8月8日から適用する。

附則

この規約は、平成26年10月9日より適用する。

長者原スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

	所 属 機 関 名	委 員	備 考
1	国土交通省東北地方整備局 道路部道路計画第二課	課 長	
2	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所 長	
3	東日本高速道路株式会社 東北支社 総合企画部 総合企画課	課 長	
4	東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部 管理事業統括課	課 長	
5	東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所	所 長	
6	宮城県警察本部 交通部交通規制課	課 長	
7	宮城県警察本部 高速道路交通警察隊	隊 長	
8	宮城県古川警察署	署 長	
9	宮城県 土木部 道路課	課 長	
10	宮城県 北部土木事務所	所 長	
11	登米市	市 長	
12	栗原市	市 長	
13	大崎市	市 長	
14	古川商工会議所	副 会 頭	
15	大崎市工業会	会 長	
16	公益社団法人 宮城県トラック協会 大崎支部	支 部 長	
17	化女沼観光協会	会 長	
18	NPO法人 エコパル化女沼	理 事 長	
19	宮沢地域振興協議会	会 長	
20	長岡地区地域づくり協議会	会 長	
21	富永地区振興協議会	会 長	
22	清滝地区振興協議会	会 長	